

# 特集①

## 非訟事件手続法の改正について —総論、会社非訟、民事調停を中心に—

# 新非訟法制定に伴う 民事調停手続の実践的利用法

- I はじめに
- II 民事調停が利用しやすい制度になったこと
- III 新しい民事調停手続のもとでの代理人の訴訟活動について
- IV おわりに



広島弁護士会会員・  
広島簡易裁判所民事調停官  
**今田 健太郎**  
Imada, Kentaro

### I はじめに

2013年1月1日より、新しい非訟事件手続法及び同規則が施行された。一般の会員にとって、非訟事件という類型になじみがなく、日常業務には無関係であると捉えられている節もあるが、訴訟と並ぶ紛争解決手段として利用されている民事調停手続についても、民事調停法及び同規則の改正がなされたことによって、これを利用する代理人弁護士が留意しておくべき重要な点が存在する。

本稿においては、民事調停手続を利用する代理人の視点からみた、重要な改正ポイントについて、近時の調停実務上の運用も踏まえたうえで、より実践的な民事調停手続の活用方法について解説する。

### II 民事調停が利用しやすい制度になったこと

- 1 電話会議による期日が可能となったこと
  - (1)民事調停手続は、原則として、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所に申立をしなければならず(民事調停法3条1項。以下「民調法」という。)、相手方が遠隔地に居住している場合、申立人ないし申立人代理人は、期日の度に遠隔地の裁判所に出頭する必要があったため、時間的経済的負担を考慮するあまり、調停申立を躊躇する事案もあったように思われる。
  - (2)しかしながら、2013年1月1日以降に申立のあった民事調停事件については、当事者が遠隔地に居住しているときそのほか相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議システム又はテレビ会議システムにより期日における手続を行うことが可能となった(民調法22条、非訟事件手続法(以下「非訟法」という。)

47条、非訴事件手続規則(以下「非訟規則」という。)42条)。

これにより、事案の性質にもよるもの、代理人弁護士は、事務所の机で待機しながら、あるいは、事務所内の打ち合わせ室で依頼者と同席しながら、電話会議システムを利用することによって、調停委員会や相手方との間で調停手続を進めることも可能となり、遠隔地間における民事調停の利用の便宜は格段に高まったものといえる<sup>1)</sup>。

また、民事訴訟手続と異なり、双方の当事者が、ともに電話会議システムを利用して調停期日を開くことも、理論上は可能である。

かかる電話会議のシステムになじみやすい局面としては、①双方に代理人弁護士がついており、当面の間、事実や主張の整理を行うために期日を設ける場合であるとか、②交通事故等の事案で、治療状況や後遺症認定の進捗状況を確認することのみを主眼として期日を設定する場合などが挙げられる。

他方、双方の主張も出揃ったうえで、調停委員会としても心証を示したり、場合によっては、調停案などを提示する段階においては、対面でなければ伝えられないような微妙なニュアンスを含むことが多いことから、期日への出頭が望ましい場合がありうる。

このように、民事調停の代理人は、遠隔地の裁判所に係属した民事調停事件については、電話会議システムをうまく利用しつつ、進行状況に応じて、期日への出頭も柔軟に検討すべきであろう。

なお、調停成立の際に、電話会議の方法によ

ることは法律上の制限はないものの<sup>2)</sup>、後に述べるように、当事者間において合意が有効に成立していることを慎重に確認する必要がある。

#### (3)電話会議システムの問題点～本人確認を巡る諸問題

さて、民事調停における電話会議システムの利用は、利便性の向上という側面がある一方で、受話器の向こうで話をしている者が、本人もしくは権限ある代理人であることを確かめなければならない<sup>3)</sup>。

この点、一方または双方に弁護士(あるいは司法書士)が代理人についている場合には、裁判所としても、その代理人が所属する事務所に電話することで、特段の事情がない限り、委任を受けた代理人による調停手続が行われているとみることができよう。

それでは、電話口の相手方が、本人もしくは調停委員会による許可を得た代理人であるかどうかを確認するにはどうしたらよいか。

この点、全国的にも裁判所の運用は定まっていないものと思われるが、一度は裁判所に出廷してもらい、その調停の席で、本人(ないし許可代理人)でしか知り得ない本人の特定情報を教えてもらい、裁判所から架電した際に、その情報を聞き出すような工夫をすることになるものと考えられる。

もとより、どのような方法を採用しても、100%完全な本人確認というものはないと思われるが、調停成立にあたり、本人の意思が反映されていない場合には、執行段階においても、二次的な紛争を惹起する可能性があるため、電話会議の方法によって調停を成立させる場合に

- 1) すべての期日について、電話会議によることは是非については議論のあるところであるが、法律上の制限自体はないため、調停委員会の了解が得られれば、終始電話会議の方法によることも可能である。なお、テレビ会議システムの機器拡充は、今後の課題の一つといえよう。
- 2) 離婚、離縁についての調停事件においては、電話会議システム等を利用して調停を成立させることはできない(家事事件手続法268条3項)。
- 3) テレビ会議システムが普及すれば、本人確認はより容易になるであろう。

は、代理人としても、相手方が本人(ないし許可代理人)であることを慎重に確認し、疑惑がある場合には、出頭を要請するなどの対応が求められる。

すなわち、民事調停の調停調書には、確定判決とは異なり、既判力がないものとされている。

その結果、調停調書の成立に関して、本人の意思表示に錯誤があった場合であるとか、代理権授与について意思表示の瑕疵があったような場合など、合意の基礎となる点に無効・取消事由等が存在する場合、執行を受ける債務者は、執行段階において請求異議訴訟を提起することができるものとされている(民事執行法35条1項後段)。

債権者にしてみれば、苦労してようやく調停成立に漕ぎ着けたにもかかわらず、後になって、債務者が「電話で対応したのは自分ではなく親族が勝手に合意したものであるから無効である。」などと主張してきた場合には、無効事由の立証責任が債務者に存在することのみをもって、早々と審理を打ち切るというわけにもいかず、相応の負担を抱える結果となってしまう。

したがって、相手方に代理人がついておらず、かつ、峻烈な対立構造の中で調停成立まで辿り着いたようなケースにおいては、本人の最終的な意思を確認するためにも、安易に電話会議によらず、真意に基づく合意がなされたことを確認する手間を惜しむべきではない。

## 2 手続上の救助の申立が可能となったこと

(1)訴訟手続においては、訴訟費用を負担する資力に乏しい者に対し、一定の要件を充足することを要件として、訴訟上の救助が認められて

いる。

(2)このたび、民事調停手続についても、①救助の申立人が、調停手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者であること、②救助を求める者が不当な目的で非訟事件の申立その他の手続行為をしていることが明らかでない場合に限り、手続上の救助の申立が新たに認められることとなった(民調法22条、非訟法29条)。

なお、この救助の申立は書面で行わなければならない(非訟規則18条1項)。

民事調停手続においては、主として、申立時に納付しなければならない印紙等の支払を猶予するケースが多いものと思われるが、後に述べる証拠調べにおける鑑定費用なども対象となるであろう。

救助の申立の要件である、「不当な目的でないことが明らかでないこと」の趣旨であるが、実体法上の請求権が明らかに存在しないとは言えない場合という程度の蓋然性で足りるものと解する<sup>4)</sup>。

(3)このように、民事調停手続においても、手続上の救助が認められたことにより、代理人弁護士としては、依頼人の資力が乏しいものの、民事調停による解決が相当であると考えられる案件については、かかる手続上の救助を受ける余地があるかどうかを検討すべきであろう。

こと、法テラスの民事扶助の制度を利用してい場合には、訴訟救助の申立をするよう運用がなされていることに鑑み、民事調停においても手続上の救助の申立を積極的に活用することが求められるようになるものと思われる。

もとより、民事調停手続においては、手続費

用は各自の負担とすることが原則となっており(民調法20条の2、非訟法26条1項)、最終的には、手続上の救助を受けた申立人本人が、自ら手続費用を支払わなければならないことが想定されるため、代理人としては、費用が免除されるという誤ったアドバイスをしてはならないことに留意する必要がある<sup>5)</sup>。

## 3 当事者への権利付与についての改正点

### (1)管轄違いの移送申立権の付与

従前、民事調停については、当事者に移送申立権が付与されておらず、移送申立の上申は、裁判所の職権発動を促すにすぎないとされていたが、このたびの改正により、当事者に管轄違いの移送申立権が認められた(民調法4条1項本文)。

このため、移送申立に対し、却下がなされた場合には即時抗告をすることが可能となり(民調法21条・22条、非訟法10条1項)、当事者に対し、管轄の利益がより手厚く保障された。

したがって、例えば、申立人が、自らの住所地付近に相手方となる法人の営業所があるものとして申立を行った際、相手方は、実際に当該営業所なるものが存在しない場合には、管轄違いを理由として移送申立をすることが可能である。

もっとも、先に述べたとおり、遠隔地の裁判所に係属した民事調停事件であっても、電話会議システムの利用等により、期日に出頭したものとして手続を進行することは可能であるから、移送申立の実益は、相対的に低くなっているものと思われる。

なお、民事調停事件においては、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、自らその調停事件を処理することができ

るという、いわゆる自序処理が存在する(民調法4条1項但書き)。この自序処理と、管轄違いの移送申立権との関係が問題となりうるが、自序処理の裁判に対しても即時抗告ができず、あとは、裁量移送の職権発動を促すほかないことから(民調法4条3項)、当事者に移送申立権を付与した法の趣旨に照らすならば、自序処理をするにあたっても、あらかじめ管轄について当事者の意見を聴取するような慎重な運用が望ましいものと思われる。

### (2)除斥、忌避、回避についての規定創設

これまで民事調停手続において、忌避が認められるかどうかは争いのあるところであったが、今回の法改正により、裁判官、裁判所書記官及び民事調停官について除斥、忌避、回避の規定が明文化された(非訟法11条ないし14条、民調法23条の4ほか<sup>6)</sup>)。

実際に、忌避申立がなされるケースは極めて稀であると思われるが、民事調停の機能強化の一環として、中立性・公平性を担保するための制度が明文化されたことの意義は少くない。

この点は、民事調停が準訴訟的役割をも担うべきとする一つの現れと言えよう。

なお、違法又は不当な忌避申立に対しては、簡易却下が可能である(非訟法13条5項ほか)。

## III 新しい民事調停手続のもとでの代理人の訴訟活動について

### 1 はじめに

近時、民事調停の機能強化について、各方面において議論がなされているところであるが、その主眼は、対話型の民事調停とはいえども、裁判所が主宰する手続である以上、調停委員会は、法的見解を基礎として、紛争解決のための

4) 非訟事件における「不当な目的でないこと」という文言は、訴訟手続における「勝訴の見込みがないとはいえないとき」という文言とは異なるものの、両者に実質的な差違はないとする見解が有力である(金子修編著『一問一答 非訟事件手続法』(商事法務、2012年))。

5) 手続上の救助とは、裁判費用の免除ではなく、裁判費用の支払を一時的に猶予するものにすぎない。

6) 調停委員については、除斥・回避のみである(民調法9条ほか)。

指針を積極的に示してもらいたいという当事者の要請に応えるという点にある。

従前、民事調停手続においては、話し合いによる互譲を重視するあまり、裁判所が積極的な調停案を提示することに消極的であるケースが多く、数回の期日を重ねた結果、不成立となつたあかつきには、当事者としては、時間をかけて調停期日に参加したにもかかわらず、最終的に何ら紛争解決のための糸口さえつかめなかつたという不満を抱く場面が少なくなかつた。

むろん、民事調停については、一方において、主張の整理や証拠の収集といった、訴訟準備のための機能を果たしている側面もあり、調停成立だけがクローズアップされるのは相当でないが、上述のような当事者の不満を解消するため、対話による互譲という民事調停手続の基本的精神を維持しつつも、紛争解決に資する調停委員会の見解を示すことができるよう、当事者の主張や証拠に基づく事実認定を行い、これに法令や判例を適用して、適正妥当な調停案を示すことへの様々な試みが実践されているところである。

したがって、かかる新しい形態での民事調停手続を利用する代理人弁護士としては、従来型の民事調停手続の枠組みを超えた訴訟活動(本稿では、便宜上、調停手続に関する代理人の行為について、「訴訟活動」という。)を意識しなければならない。

以下、改正点の紹介と合わせて、具体的に解説する。

## 2 事実認定の重要性の高まり

(1)調停委員会の調停案を示す場合には、その基礎となるべき事実認定を証拠に基づいて行うことが必要不可欠である。そのため、代理人弁護士としては、民調法ならびに同規則の改正、さらには実務上の運用面において、事実認定の強化のために導入された制度を理解したうえ

で、これに適した訴訟活動を行う必要がある。

(2)証拠調べについて当事者に申立権が付与されたこと

従前、民事調停における証拠調べについては、職権で行うとされていたが、今回の改正により、「調停委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる」とする規定が新設された(民調法12条の7第1項)。

これまで、当事者が民事調停において、主張の裏付けとなる書面を提出することはよくあることであったが、今後、正式な証拠調べ手続として「書証」の申出を行う場合には、証拠説明書の提出等が求められることとなる(もとより、改正前の手続であっても、裁判所の理解のために、証拠説明書を提出するケースはあつた)。

この点、調停委員会としては、書類が提出された際、職権に基づく事実の調査を促すものであるか、あるいは、書証の申出を行っているもののかを理論上は区別しなければならないが、そのいずれであっても、調停の場合、判決という終局的判断に向けた証拠調べの手続を経るものではないことから、現実的な運用としては、事実の調査を促すものであると捉え、書面の提出については柔軟な取扱いを図るべきであろう。

なお、民事調停手続においては、あえて証拠を出さないという代理人も散見されるが、新法が、当事者に証拠調べの権限を付与した趣旨も踏まえるならば、代理人としては、自らの主張を裏付ける客観的証拠がある場合には、これを積極的に開示し、調停委員会が当事者を説得する材料とすべきであるし、後に述べる17条決定との兼ね合いも考慮したうえで、調停委員会の心証形成を意識した訴訟活動を行うことが要請されるものといえる。

なお、書証については、正式に証拠調べとして申出をするケースは多くないものと思われる

が、他方で、医療過誤や交通事故、さらには建築紛争など、事案の解決のために専門的知見が必要とされる事案については、証拠調べ手続として、当事者から鑑定の申出等をするケースもありうるものと思われる。

### (3)現地調停の活用について

また、従来から存在する制度ではあるが、民事調停官としての経験上有益であると思われる調停期日のありかたの一つとして、現地調停なるものがある(民調法12条の4)。

例えば、当事者の一方が高齢であり、期日に出頭できない場合に、調停委員会が府外に出向いて期日をとり行うケースや、交通事故の過失割合が問題となっている場合に、事故現場を見分する目的で行うケースなどがある。

このほか、敷金返還請求調停において、原状回復費用との相殺が問題となるような事案については、実際に当該建物へ赴き、汚損の状況などを確認しながら、原状回復についての範囲や費用の相当性について検討する場合もあり、かかる現地調停を経たうえでの調停委員会の調停案は、机上で金額を弾き出した場合よりも説得的であることが多く、当事者双方にとっても受け入れやすいものと思われる。

このように、現地調停は、調停委員会が事実を認定し、合理的な調停案を提示するために大変有益な方法の一つであり、民事調停手続の代理人としては、事案に応じて、現地調停を申し入れることも選択肢に加えておいたほうがよい。

### (4)専門委員制度の導入について

また、今回の法改正により、調停委員会は、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門的な知見に基づく意見を聞くために専門委員を調停手続に関与させることができるようになった(非訟法33条1項)。

もとより、従前の調停手続においても、民事調停委員については、事案の内容に応じて専門

的な知識を有する委員を選任する運用がなされていましたため、抜本的な改正というわけではないものの、例えば、企業間取引における高度に技術的な内容を含む事実の認定であるとか、あるいは、医療行為の当否などの認定については、専門委員制度の活用が望まれる場面があるものと思われる。

かかる専門委員については、全国のどの裁判所に所属する専門委員であっても、職務代行の制度(専門委員規則5条)によって手続に関与することが可能であることから、たまたま調停が係属した裁判所に、当該事件に関する専門的知見を有する調停委員が不在であったとしても(独立簡裁などはその典型例である)、専門委員の知見を活用することによって、より正確な事実認定を求めることが可能である。

このように、民事調停手続においては、当事者が、専門的知見を有する調停委員や、専門委員の意見を聴きながら、事実や法的主張の整理を行っていくことも重要な機能の一つとされており、かかる調停手続の長所も踏まえたうえで、代理人弁護士としては、依頼人に対し、裁判を選択すべき事案なのか、あるいは、調停やADRといった裁判外紛争解決の方法を選択すべき事案なのか、幅広い選択肢を念頭においておくべきであろう。

## 3 調停案の提示と代理人の訴訟活動について

(1)調停機能の強化策の一環として、近時着目されているのが、調停委員会による調停案の提示、さらには、17条決定の積極的活用である。

たしかに、これまでの調停手続においては、対話型の民事調停という構造を重要視するあまり、双方の言い分に開きがある場合においては、裁判所の見解を積極的に示すことなく、不成立に終わっていたケースも散見された。

そのため、裁判所の見解を示してほしかったとする声も多く、民事調停手続を敬遠する弁護

士からも、いずれにせよ訴訟になるのに調停を申し立てるのは迂遠であるといった声も上がっていた。

しかし、近時、上記のとおり、民事調停手続の強化策の一環として、調停においても、訴訟に準じた事実の認定を行い、これに法を適用して相当な解決案を導き出すという手法を積極的に運用する試みがなされていることから、代理人弁護士としても、調停委員会の調停案を、自らに有利な形で示させるための訴訟活動を意識する必要性が高まってきたものといえる。

特に、いったん訴訟手続が係属したもの、調停に付する決定がなされ、民事調停手続へと移行したような案件(いわゆる「付調停事件」)の場合、裁判所としても、調停手続で解決することが望ましいとする意思を示していることもあります、調停委員会としては、安易に不成立とするのではなく、調停案の提示を積極的に検討すべき場合が多いであろう。

(2)以上からすると、民事調停手続の代理人弁護士としては、調停委員会が合理的な調停案を示すことができるよう、①申立の趣旨を明確にすること、②要件事実を意識した主張を簡潔に行うこと、③事実の裏付けとなる証拠関係について積極的に提出すること、さらには、④調停ならではの特性として、できる限り事情の分かる当事者を同席させること等が要求されるものと思われる。

この点、①については、本人申立の場合は格別、代理人弁護士による申立の場合には、後述する清算条項との関係で、事案の性質上、訴訟物を特定することが容易であるものについては、できる限り、これを明示する必要があるし、②や③については、調停委員会としては、調停が不成立となり訴訟移行した場合の見通し

を踏まえて、調停案を策定していることから、訴訟手続ほど厳格に捉える必要はないものの、調停委員会の心証を形成しやすいような整理と工夫が求められる。

また、調停委員会としては、当事者の生の声を聞いて、事件の背景事情や従前の経緯などをきぐり、調停手続において提出された証拠とともに、全体的な心証を形成していくことから、都合がつく限り、代理人のみならず本人(法人であれば代表者ないし事情が分かる者)にも期日に同席してもらうのが望ましい。

#### 4 17条決定の活用と代理人の役割について

##### (1)調停に代わる決定(17条決定)の概要

民事調停手続は、話し合いによる互譲が原則ではあるが、例外的に、「裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。」との規定を設けている(民調法17条)。

かかる17条決定は、当事者に熟慮の機会を与え、これを機縁として紛争の解決をみることを目的とされているものであるが、このほか、当事者双方が、合意した形はとりたくないが、裁判所の決定という形であれば従う意思があるという事案においても有効に機能しているところである<sup>7)</sup>。

近時、この17条決定を積極的に運用する試みが行われている。

7) 大韓民国においては、相手方が調停期日に出頭しないときは、相当な理由がない限り、職権で、調停に代わる決定をするものとされており(大韓国民事調停法32条、30条)、調停手続への出頭確保が強化されている。

もとより、17条決定は、当事者が決定の告知を受けたときから2週間以内に異議を申し立てることによって効力を失うものとされており(民調法18条4項)、既判力がないという点からしても、判決とはおのずと性質を異にするものではあるが、当事者にしてみれば、調停手続において主張立証を行った結果として、裁判所により相応の判断が示されるという点においては、判決に類似する側面を有していることもまた否定できない。

この点、今般の改正に伴い、①調停の取り下げについては、17条決定がなされた後は、相手方の同意がなければ効力を生じないこと(民調法19条の2但書き)、②17条決定をするときには、主文において、手続費用についての決定をすることとなったため(民調法67条1項、非訟法28条1項)、調停費用について、決定の内容を斟酌して、各自負担以外の費用負担を命じることが可能となつたこと等の規定が設けられたことからすると、17条決定が当事者に与える事実上の感銘力は相対的に高まっているともいえることから、民事調停手続の代理人としては、調停の不成立が避けられない場合であっても、裁判所の見解を示してもらいたいとの依頼者の意向に応えるべく、調停の経過を踏まえたうえで、事案によっては、17条決定の職権発動を促すことも検討すべきであろう。

##### (2)17条決定を求めるのが望ましい事案について

従来、17条決定になじむ事案としては、感情的な理由から合意はしたくないが、本音としては調停で解決したいとの意向を有している場合であるとか、あるいは、双方が歩み寄りを見せているものの、わずかなところで合意に至らない場合などが挙げられていた。

8) 特に、地代(賃料)増額・減額請求調停事件などは、調停前置とされていることから、民事調停手続において、事案に応じた妥当な調停案等が示されることが期待される。

しかし、これら従来型の類型に加え、民事調停機能強化の一環として、調停における事実認定の重要性が高まったことを受けて、①当事者から十分な証拠が提出され、事実の調査が尽くされたことにより、裁判所として判断を示す材料が揃っている場合であるとか、②賃料増額請求や建築紛争、医療過誤など、専門性が要求される類型において、不動産鑑定士や建築士、医師などの専門家が調停委員として加わり、調停委員会としても合理的な判断を示すことが可能であるような場合などには、調停手続において、裁判所が積極的に見解を示すことの合理性があるよう思う<sup>8)</sup>。

もっとも、一方当事者が17条決定に難色を示しており、確実に異議を出すという意思が明らかであるような場合には、17条決定の感銘力の保持という観点からも、慎重に考えざるを得ないだろう。

このように、民事調停手続の代理人を務める弁護士としては、話し合いが決裂すれば、調停が不成立となり、あとは裁判で解決すればよいという旧来型の発想にとらわれることなく、17条決定の積極的な運用も踏まえたうえで、調停手続においても、十分な訴訟活動を遂行する意識を常にもっておく必要がある。

#### 5 その他、代理人が留意しておくべき事項

##### (1)清算条項について

通常、調停調書には、「申立人と相手方は、申立人と相手方との間には、本調停条項に定めるほか、本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。」といった、清算条項が設けられることが多い。

ところで、調停調書(ないし17条決定)には、終局判断である判決とは異なり、既判力はない

ものとされている。

しかしながら、この清算条項により、事実上の後訴遮断効が発生すると言っても過言ではないことから、代理人としては、「本件」として特定された内容を意識しておかなければならぬ。

特に、相手方との間で関連事件がある場合には、「本件」の内容いかんによっては、清算条項の関係で、その後の請求が事実上不可能となるケースもあるからである。

こうした危険を可及的に回避するため、特に申立時に意識しておかなければならぬのが、訴訟物の明示と特定である。

調停官としての経験からすると、弁護士による申立がなされているにもかかわらず、民法その他法令に基づく契約責任としての請求なのか、あるいは不法行為による請求なのか、判然としないケースも多々あり(予備的主張をしている場合は別であるが)、調停調書を作成する際に、申立の表示の部分で「本件」を特定する作業が難航したり、あるいは、必ずしも当事者が考えている「本件」と、裁判所が考えている「本件」の内容及び範囲に認識の相違が生ずる場合が散見される。

したがって、代理人弁護士としては、訴訟物を意識した申立を行うとともに、特に、「本件」の特定が重要な事案については、調停成立時に、調停調書に表示されるであろう「本件」の内容が、自らが訴求した内容との間に乖離がないかどうかを、念のため確認する必要があるよう思う。

## (2)不服申立について

新非訟法制定により、民事調停手続に関しては、終局決定についての即時抗告は告知のときから2週間、その他裁判についての即時抗告は告知のときから1週間と定められた(非訟法67条1項、81条)。

すなわち、調停の申立を却下する決定や、

17条決定についての異議の申立を却下する決定については、いずれも終局決定であって前者に該当するため2週間となり、移送の裁判や、民事執行手続停止の裁判等については後者に該当することから1週間となる。

代理人としては、即時抗告の期間について混乱しないよう、一度整理しておく必要がある。

## IV おわりに

民事調停手続の機能強化方策、新非訟法の制定に伴い、民事調停のありかたについては変革を迎えている時期とも言える。

近時、民事調停事件(特定調停事件を除く)の申立件数は、横ばい状態であるが、弁護士にしてみれば、電話会議などの利用によって、民事調停手続がより利用しやすい制度になりつつあることは確かであり、加えて事実認定の強化によって、訴訟に類似した機能を期待しうる面も大いにあることと思われる。

従来からのメリットと言われている、手続の非公開、費用の低廉性、調停委員の専門性の活用、さらには、当事者の感情的な不満を発散する場としての活用方法など、民事調停ならではのメリットを考慮したうえで、さらに、新しい民事調停制度が、弁護士にとっても、より依頼者の利益に資する方向へと発展することを願う。

### <参考文献>

伊藤真ほか「座談会 簡裁民事調停の機能強化について」  
判例タイムズ1383号(2013年)

福田敦「非訟事件手続法の施行に伴う民事調停法等の一部改正について」NBL967号(2011年)

岡崎克彦・橋爪信「非訟事件手続法の施行後の民事調停事件について」NBL991号(2012年)

中村仁子・久保田重雄「非訟事件手続法の施行に伴う民事調停法規の見直しについて」調停時報183号(2012年)